

資 料

資料 1 自然公園等施設の整備状況

(1) 国立・国定公園

年度	公園名	事業名	事業 か所	事業 内 容	事業費 千円
46	大山隠岐 国立公園	大山寺駐車 場舗装整備	大山町	面積 11,166 m^2 収容能力 206台	20,000
		バス発着所 舗装整備		面積 1 455 m^2	1,700
	山陰海岸 国立公園	城原園路整 備	岩美町	安全柵 L = 633m	5,000
		鳥取砂丘 清掃施設整 備	鳥取市	廃却炉 1、空缶圧縮機 1 カフス粉砕機 1、ゴ ッコ 28 収容棟 (98 m^2) 1棟	2 415
	砂丘道路 チューリップ 植栽	福部村	植栽延長 1,135 m チューリップ球根 57 200球	572	
	水ノ山・後 山・那岐山 国定公園	雨滝園地整 備	国府町	面積 1,018 m^2	2,000
	小 計				31,687
47	大山隠岐 国立公園	大山頂上歩 道整備	大山町	延長 1,821m、柵延長 1,712m 制 礼 43本	2 200
		清掃施設整 備	溝口町	ごみ廃却炉、空缶圧縮機 カフス粉砕機	3 000
	山陰海岸 国立公園	鳥取砂丘道 路整備	福部村	アスフ ト舗装 L = 648.6 m W = 7 0 m	29,200
	鳥取砂丘道 路補償工事	福部村	バス停 1 国道拡巾 L = 188 m W = 3.0m~0 m 歩 道 L = 188 m W = 3 m~1.5 m	6,700	

年度	公園名	事業名	事業 か所	事業 内 容	事業費
47	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	雨滝歩道整 備	国府町	L = 1852.5m W = 1.5m	千円 3400
					小計
48	大山隠岐 国立公園	大平原清掃 施設整備	江府町	ごみ焼却炉、機械収納棟 電気設備一式	3000
			山陰海岸 国立公園	鳥取砂丘駐 車場整備	福部村
		鳥取砂丘道 路整備	鳥取市	アスフ ト舗装 L = 460m W = 70m	25,200
		〃	〃	アスファルト舗装 L = 340m W = 70m	18200
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	芦津園地整 備	智頭町	園地 L = 2500m W = 1.5m 駐車場面積 1,000㎡ 砂利敷 公衆便所 186㎡	11800
小計				72800	
49	大山隠岐 国立公園	大山自然科 学館整備	大山町	RC二階建 延39410㎡	50,600
			山陰海岸 国立公園	鳥取砂丘排 水処理施設 整備	鳥取市 福部村
	比婆道後 帝 釈 国定公園	船通山歩道 整備	日南町	L = 1,170m W = 10~15m 簡易施設	3000

年度	公園名	事業名	事業 か所	事業内容	事業費
49				(指導標10基、案内板2基)	千円
	小計				155,850
50	大山隠岐 国立公園	鍵掛峠園地 整備	江府町	公衆便所 RC 2 688 m ² 駐車場 528 m ² 給排水工事一式	10000
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	氷ノ山野営 場整備	若桜町	野営場 9,000 m ² 300人収容 取合車道 L=506 m W=30 m 炊事場 228 m ² 2棟 便所 186 m ² 2棟 給水施設 電気工事一式	28,000
	小計				38,000
51	大山隠岐 国立公園	大山自然科 学館展示整 備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	8,000
	山陰海岸 国立公園	浦富駐車場 整備	岩美町	駐車場舗装 2,299 m ²	7,800
		鳥取砂丘道 路整備	福部村	ロノクネ ト 655 m ² 砂防柵 L=182 m H=95 cm	5000
	氷ノ山・後 山・那岐山 国定公園	氷ノ山野営 場整備	若桜町	サイト造園 4032 m ² 歩道 L=260 m W=1.5 m 取付車道 L=198 m W=3.0 m	29000
	小計				49,800
52	大山隠岐 国立公園	大山自然科 学館展示整 備	大山町	動植物、地形、地質コーナー整備	11000
	小計				11,000

年度	公園名	事業名	事業 か所	事業内容	事業費
53	大山隠岐 国立公園	楨原駐車場	大山町	駐車場造成	千円 24,000
		大山自然科学 学館展示整 備	大山町	人文一ナー整備	10,000
	小計				34,000
54	大山隠岐 国立公園	大平原	江府町	駐車場舗装(アスフ ト) 2,500 m ²	10,000
		園地整備			
		楨原	大山町	芝生広場造成 11,506 m ²	20,000
		園地整備			
		一向平	東伯町	アントサイト整備 2,146 m ²	12,000
		野営場整備		炊事場 36.1 m ² 1棟 公衆便所 33.3 m ² 1棟 給水施設 1式	
	小計				42,000
55	山陰海岸 国立公園	山陰海岸 自然科学館 整備	岩美町	R C造平家建 3,936 m ² 展示 1式	80,000
		氷ノ山後 山那岐山 国定公園	氷ノ山野営 場整備	若桜町	管理車道舗装 W=30 m L=705 m
	小計				94,000
	合計				573,637

(2) 県立公園(単県補助事業)

年度	公園名	事業名	事業 か所	事業内容	事業費	
46	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園公 衆便所	倉吉市	1棟 26㎡	1000	
		馬の山車道	羽合町	L = 654 m W = 4 m	2400	
		鉢伏山駐車 場	東郷町	面積 1,875㎡ 収容力 バス5台 小型車52台	2000	
	奥日野 県立公園	滝山公園園 地	日野町	歩道 826 m 東屋 14㎡ 3棟	2,600	
		小計			8000	
47	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園 歩道	倉吉市	L = 491.7 m W = 2.0 m	1000	
		奥日野 県立公園	滝山公園歩 道	日野町	L = 516.8 m W = 1.0 m	1,800
			小計			2800
48	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園歩 道	倉吉市	L = 465.8 m W = 2.0 m	1,000	
		三徳山歩道	三朝町	L = 314.8 m W = 1.5 m	2400	
		奥日野 県立公園	滝山公園芝 張	日野町	面積 1,508.6㎡	1,000
		小計			4,400	
49	三朝東郷湖 県立公園	打吹公園園 地	倉吉市	歩道 L = 400 m W = 1.5 m 清掃設備、焼却炉1基	2000	
		奥日野 県立公園	滝山公園休 憩舎	日野町	鉄骨カフトタン葺 35㎡ 簡易施設(ベンチ2基)	1000
			石霞溪歩道	日南町	L = 700 m W = 2.0 m	3,500
		小計			6500	

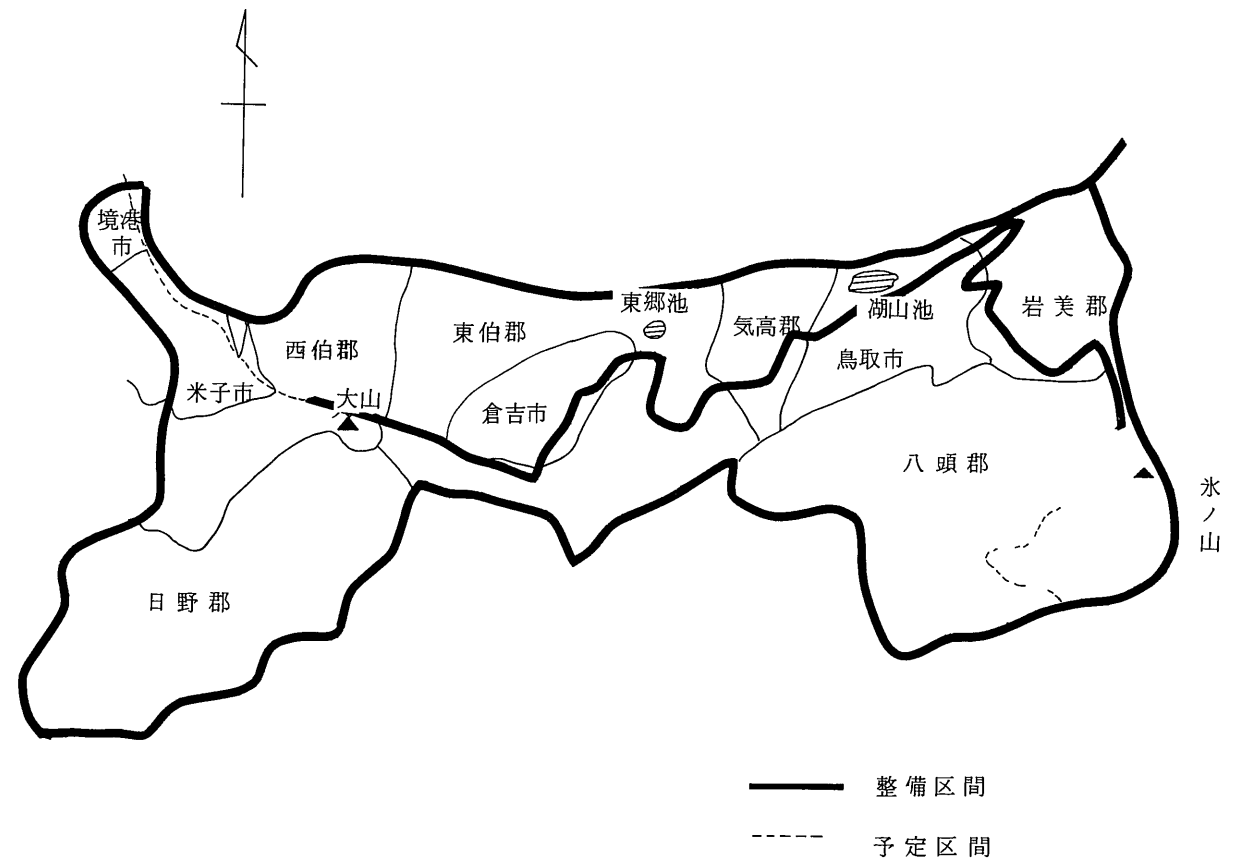
年度	公園名	事業名	事業 か所	事業内容	事業費 千円
50	奥日野 県立公園	鶴ノ池公園	日野町	L = 485 m W = 15 m	2,000
		歩道			
		石霞溪歩道	日南町	L = 1102 m W = 10 m	1,500
	小計				3,500
51	奥日野 県立公園	鶴ノ池園地	日野町	給水槽 1基、給水管 200 m 洗場 1ヶ所	2,000
		小計			2,000
52	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	遊歩道 L = 6878 m W = 15 m 取付道路 L = 28.5 m W = 20 m 植栽(サクフ) 85本	3,000
		奥日野 県立公園	鶴ノ池園地	日野町	整地 10,000 m ² 便所 2棟
	小計				5,000
53	奥日野 県立公園	鶴ノ池園地	日野町	整地 9,860 m ² 張芝 1,220 m ²	2,000
		三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	広場整備 4,363 m ² 取付道 45 m 排水溝 218 m
		浅津駐車場	羽合町	駐車場舗装 1,240 m ²	2,000
		三朝駐車場	三朝町	駐車場舗装 584 m ² 案内板 1基 外柵 85 m	2,000
	小計				8,000
54	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	駐車場造成 982 m ²	2,000
		打吹公園	倉吉市	休憩所 39.29 m ² 1棟	3,000
		三朝園地	三朝町	休憩所 16.0 m ² 1棟	2,000
小計				7,000	
55	三朝東郷湖 県立公園	大平山園地	倉吉市	休憩所 22 m ² 1棟	2,000
		奥日野 県立公園	鶴ノ池車道	日野町	車道舗装 W = 35 m L = 450 m
	小計				7,630
合計					54,830

(3) 中国自然歩道

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
52	川床 一向平線	大山町 東伯町	歩道改良 L=9039m W=15m 吊橋 L=45m W=10m (大山隠岐国立公園内)	29,800 ^{千円}
	岩戸 大谷線	岩美町 福部村	歩道新設 L=2650m W=15m 休憩所 1棟 28㎡ 公衆便所 2棟 49㎡ (山陰海岸国立公園内)	30,200
	小計			60,000
53	川床・赤松線	大山町	歩道新設 L=649m W=1.5m 休憩所 1棟 28㎡ 歩道改良 L=3967m W=15m (大山隠岐国立公園内)	27,200
	雨滝 扇ノ山線	国府町 岩美町	歩道新設 L=5,552m W=10m~15m 歩道改良 L=5,500m W=10m~15m 橋 L=10m W=1.5m 休憩所 1棟 55㎡ (氷ノ山・後山・那岐山国定公園内)	32,800
	小計			60,000
54	雨滝 大谷線	鳥取市 国府町 岩美町 福部村	歩道新設 L=6,921m W=10m 標識区間 46.5km 休憩所 4棟 51㎡ 公衆便所 1棟 20㎡ (公園外)	45,000
	一向平 三朝線	倉吉市 東伯町 関金町 東郷町 三朝町	歩道新設 L=2,700m W=1.5m 標識区間 46.0km 休憩所 2棟 22㎡ 公衆便所 3棟 37㎡ (公園外)	36,000
	小計			81,000

年度	整備路線名	事業か所	事業内容	事業費
55	岩戸 浜坂線	福部村 鳥取市	標識区間 6.3 km 公衆便所 1棟 16 m ² (山陰海岸国立公園内)	千円 7 000
	浜坂 三朝線	鳥取市 鹿野町 三朝町	歩道新設 L = 6 000 m W = 1.0 m 標識区間 45.5 km 休憩所 2棟 26 m ² 公衆便所 1棟 12 m ² (公園外)	52,800
	小計			59 800
合計				260,800

昭和55年度までの整備状況



資料2 昭和54年度常時監視測定結果の他県との比較

1 概要

昭和54年度に中国5県で行われた環境大気測定局の測定結果のうち、環境基準物質について比較したものである。

各物質（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント）についての比較は表1～表5のとおりである。

注1 各表中数値は、昭和54年度「一般環境大気測定局測定結果報告」環境庁大気保全局大気規制課編昭和55年12月から抜すい。

注2 局数について、上段は設置主体が市町村を含めた数、下段（ ）内は設置主体が都道府県の数。

注3 複数局ある鳥取、岡山、広島、山口の各県については、測定結果の最小局と最大局の測定数値を掲げた。

2 各物質の比較

表1～表5のとおり

表1 二酸化硫黄の比較

都道府県	区分 局数	年平均値	1時間値が0.1ppmをこえた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmをこえた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
		(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)
鳥取	6	0.005	0	0	0	0	0.05	0.019
	(6)	0.012					0.07	0.025
島根	1 (国設)	0.004	38	0.4	2	0.6	0.21	0.023
岡山	54	0.006	0	0	0	0	0.04	0.015
	(14)	0.025	13	0.2	22	6.2	0.15	0.046
広島	49	0.003	0	0	0	0	0.03	0.006
	(20)	0.023	2	0.0	5	1.4	0.16	0.039
山口	42	0.004	0	0	0	0	0.03	0.009
	(12)	0.016	8	0.1	2	0.6	0.18	0.034

表2 一酸化炭素比較

都道府県	局数	区分	年平均値		8時間値が20ppmをこえた回数とその割合		日平均値が10ppmをこえた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
			(ppm)	(回)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	
		鳥取	5 (5)	0.3 }	0	0	0	0	1 }	0.5 }
島根	1 (国設)	0.4	0	0	0	0	4	10		
岡山	2 (1)	0.6 }	0	0	0	0	5 }	1.2 }	19	
広島	1 (国設)	0.3	0	0	0	0	2	0.6		
山口	4 (4)	0.7 }	0	0	0	0	4 }	1.2 }	40	

表3 浮遊粒子状物質の比較

都道府県	局数	区分	年平均値		1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値
			(mg/m ³)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
		鳥取	5 (5)	0.029 }	0	0	0	0	0.12 }	0.047 }
島根	-	-	-	-	-	-	-	-		
岡山	-	-	-	-	-	-	-	-		
広島	12 (4)	0.036 }	12 }	0.1 }	2 }	0.2 }	0.27 }	0.088 }	0.156	
山口	-	-	-	-	-	-	-	-		

表4 窒素酸化物の比較

都道府県	区分 局数	一酸化窒素 (NO)			二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO + NO ₂)				
		年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	日平均値が0.06 ppmを越えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	NO ₂ NO+NO ₂
		(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(%)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)
鳥取	5 (5)	0.001	0.03	0.004	0.005	0	0	0.03	0.013	0.006	0.06	0.017	67.5
		}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
		0.009	0.23	0.024	0.013	0	0	0.07	0.025	0.019	0.27	0.047	79.7
鳥根	1 (国設)	0.003	0.10	0.019	0.007	0	0	0.06	0.020	0.011	0.13	0.036	62.6
岡山	42 (22)	0.004	0.09	0.009	0.006	0	0	0.04	0.013	0.009	0.12	0.020	34.6
		}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
		0.033	0.38	0.105	0.029	0	0	0.10	0.046	0.062	0.46	0.128	74.1
広島	37 (15)	0.002	0.03	0.005	0.005	0	0	0.03	0.013	0.008	0.07	0.023	37.2
		}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
		0.027	0.50	0.072	0.037	3	2.2	0.26	0.058	0.061	0.56	0.128	81.2
山口	27 (22)	0.002	0.04	0.004	0.008	0	0	0.04	0.013	0.011	0.07	0.016	42.0
		}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}	}
		0.021	0.44	0.079	0.026	1	0.3	0.16	0.044	0.046	0.49	0.116	79.7

(注) ギルツマン係数0.84の吸光光度法で測定した結果

表5 オキシダントの比較

都道府県	区分 局数	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値が0.06ppmを越えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
		(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
鳥取	5 (5)	57	849	1	1	0	0	0.07	0.040
		345	5,113	13	71	0	0	0.08	0.044
島根	1 (国設)	334	4,812	39	245	0	0	0.10	0.042
岡山	35 (18)	60	888	1	1	0	0	0.07	0.030
		366	5,409	176	829	3	4	0.14	0.059
広島	26 (9)	87	1,220	2	4	0	0	0.07	0.028
		366	5,338	113	535	2	4	0.13	0.052
山口	19 (13)	42	539	0	0	0	0	0.05	0.020
		362	5,305	43	194	0	0	0.10	0.044

資料3 ばい煙発生施設に係る窒素酸化物規制の経緯

	第1次規制 (48年8月)	第2次規制 (50年12月)	第3次規制 (52年6月)	第4次規制 (54年8月)
規制の概要	(1) NOx 排出基準の設定 大型ボイラー、大型加熱炉及び硝酸製造施設	(1) 排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大 中型のボイラー及び加熱炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大 …大型のセメント焼成炉及びコークス炉	(1) 排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大 …小型のボイラー及び加熱、中型のセメント炉及びコークス炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大 焼結炉、アルミナ焼成炉及び廃棄物焼却炉	(1) 排出基準値の強化 (2) 規制対象施設の規模の拡大 …小型のボイラー、焼結炉、アルミナ焼成炉、金属加熱炉、廃棄物焼却炉 (3) 規制対象施設の種類の拡大 …カス発生炉、加熱炉、煅焼炉、ばい煙炉等の施設
規制対象施設数	約1,500 (全ばい煙発生施設の11%)	約3,400 (25%)	約13,000 (95%)	約105,000 (72.9%)
全ばい煙発生施設から排出されるNOx量に占める規制対象施設からのNOx量の割合	38%	44%	73%	95%

(注) 昭和56年版「環境白書」環境庁編から抜すい。

表4 ばい煙発生施設に対する硫酸化物排出基準一覧

令別 番号 第1の項	ばい煙発生施設 の種類 ※1	規模 (最大定 格排ガ ス量 万N ³ /h)	残存酸 素濃度 (百分 率)	排出基準		値
				48年8月9日までに 設置された施設	50年12月10日から52 年6月17日までに設 置された施設	
1	① ガス専焼ホイヤー	50以上 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	5%	130ppm 150ppm 59.8.10から150ppm	100ppm 130ppm 150ppm 59.8.10から150ppm	52年6月18日から54 年8月9日までに設 置された施設 52年6月18日から 52年9月9日まで に設置された液体 燃焼小型ホイヤー 60ppm 100ppm 130ppm 150ppm 400ppm
2	② 石炭燃焼ホイヤー (天井バーナー)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	650ppm 59.8.10から650ppm	480ppm 650ppm 59.8.10から650ppm	400ppm
3	③ 石炭燃焼ホイヤー (水加分割理型火 如熱発生率 14万kcal/h以上)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	55.4.30まで750ppm 55.5.1から550ppm 59.8.10から550ppm	480ppm 55.4.30まで750ppm 55.5.1から550ppm 59.8.10から550ppm	400ppm
4	④ 石炭燃焼ホイヤー (②、③以外)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	480ppm 57.8.9まで750ppm 57.8.10から480ppm 55.5.1から480ppm 59.8.10から480ppm	480ppm 57.8.9まで750ppm 57.8.10から480ppm 55.5.1から480ppm 59.8.10から480ppm	400ppm
5	⑤ 固体燃焼ホイヤー (②~④以外)	10以上 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	6%	480ppm 57.8.9まで600ppm 57.8.10から480ppm 55.5.1から480ppm 59.8.10から480ppm	480ppm 57.8.9まで600ppm 57.8.10から480ppm 55.5.1から480ppm 59.8.10から480ppm	400ppm
6	⑥ 排脱付液体燃焼ポ イヤー (原油ター ル 100万N ³ /h 未満) ※2	50~100 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	4%	280ppm 55.10.1から280ppm 59.8.10から280ppm	180ppm 280ppm 55.10.1から280ppm 59.8.10から280ppm	130ppm 150ppm 55.10.1から280ppm 59.8.10から280ppm
7	⑦ 液体燃焼ホイヤー (原油ター ル ⑥以外) ※2	50以上 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	4%	180ppm 57.8.9まで280ppm 57.8.10から250ppm 55.10.1から250ppm 59.8.10から250ppm	180ppm 57.8.9まで280ppm 57.8.10から250ppm 55.10.1から250ppm 59.8.10から250ppm	130ppm 150ppm 150ppm 180ppm
8	⑧ 排脱付液体燃焼ポ イヤー (原油ター ル 100万N ³ /h 未満) ※2	50~100 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	4%	180ppm 55.5.1から210ppm 55.5.1から210ppm 55.5.1から190ppm 57.8.9まで280ppm 57.8.10から250ppm 55.10.1から250ppm 59.8.10から250ppm	180ppm 55.5.1から210ppm 55.5.1から210ppm 55.5.1から190ppm 57.8.9まで280ppm 57.8.10から250ppm 55.10.1から250ppm 59.8.10から250ppm	130ppm 150ppm 150ppm 180ppm
9	⑨ 液体燃焼ホイヤー (⑥~⑧以外) ※2	50以上 10~50 4~10 1~4 0.5~1 0.5未満	4%	180ppm 55.5.1から230ppm 55.5.1から190ppm 55.5.1から230ppm 55.10.1から250ppm 59.8.10から250ppm	180ppm 55.5.1から230ppm 55.5.1から190ppm 55.5.1から230ppm 55.10.1から250ppm 59.8.10から250ppm	130ppm 150ppm 150ppm 180ppm
2	① ガス発生炉加熱炉 水素ガス製造用ガ ス発生炉 (天井バーナー 燃焼方式)		7%	57.8.10から170ppm	57.8.10から170ppm	57.8.10から170ppm
3	① ベレ ット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上 1未満	15%	57.8.10から540ppm	57.8.10から540ppm	220ppm 57.8.10から540ppm
2	② 焼結炉 (①以外のベレ ット焼成炉)	1以上 1未満	15%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	220ppm 57.8.10から300ppm
3	③ フロマンガン製 造用焼結炉 (①、②以外)	10以上 1~10 1未満	15%	55.5.1から260ppm 55.5.1から270ppm 57.8.10から800ppm	55.5.1から260ppm 55.5.1から270ppm 57.8.10から800ppm	220ppm 220ppm 57.8.10から800ppm
4	④ 焼結炉 (①~③以外)	10以上 1~10 1未満	15%	55.5.1から260ppm 55.5.1から270ppm 57.8.10から300ppm	55.5.1から260ppm 55.5.1から270ppm 57.8.10から300ppm	220ppm 220ppm 57.8.10から300ppm
5	⑤ アルミナ製造用煏 成炉	1以上 1未満	10%	57.8.10から350ppm	57.8.10から350ppm	200ppm 57.8.10から350ppm
6	⑥ 煏成炉 (⑤以外)	1以上 1未満	10%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	200ppm 57.8.10から200ppm
7	⑦ フロマンガン製 造用煏成炉		14%	57.8.10から400ppm	57.8.10から400ppm	220ppm
8	⑧ 煏成炉 (⑦以外)		14%	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	220ppm
4	溶鉱炉		15%	57.8.10から120ppm	57.8.10から120ppm	100ppm
5	金属溶解炉 ※3		12%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm

注 ※1 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く

※2 液体燃焼ホイヤーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万N³/h未満の過負荷燃焼のものは、適用除外される。

※3 キュボフは適用除外される。

※4 昭和54年8月10日以降設置された硫酸製造用反応炉(NO₂触媒)の残存酸素濃度は、6%である。

※5 特殊廃棄物焼却炉とは、「一トロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

※6 昭和55年版「環境白書」環境庁編から抜粋

6	①	フジエントチ ア型金属加熱炉	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	11%	55.4 30まで270ppm 55.5.1から200ppm 200ppm 55.5.1から200ppm 57.8.10から200ppm	200ppm 55.5.1から200ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 150ppm 55.5.1から200ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 150ppm 180ppm	100ppm 150ppm 180ppm
	②	鍛接鋼管用金属加 熱炉	10以上 1～10 0.5～1 0.5未満	11%		100ppm	100ppm 180ppm 150ppm 180ppm	100ppm 180ppm 150ppm 180ppm	100ppm 180ppm 150ppm 180ppm
	③	金属加熱炉 (①, ②以外)	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	11%	55.4 30まで270ppm 55.5.1から160ppm 55.4 30まで270ppm 55.5.1から170ppm 57.8.9まで200ppm 55.8.10から170ppm 55.5.1から170ppm 57.8.10から200ppm	55.4 30まで200ppm 55.5.1から160ppm 55.4 30まで200ppm 55.5.1から170ppm 57.8.9まで200ppm 57.8.10から170ppm 55.5.1から170ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 55.5.1から170ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm
7	①	鉄版付石油加熱炉	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6%	55.4.30まで210ppm 55.5.1から170ppm 180ppm 55.5.1から190ppm 57.8.10から200ppm	170ppm 55.5.1から190ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm
	②	エチレン分解炉	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6%	55.5.1から170ppm 57.8.10から180ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	55.5.1から170ppm 57.8.10から180ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm
	③	エチレン分解炉 (甲床式バーナー)	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6%	55.5.1から170ppm 57.8.10から280ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	55.5.1から170ppm 57.8.10から280ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm
	④	エチレン独立過熱 炉 メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6%	55.5.1から170ppm 57.8.10から180ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	55.5.1から170ppm 57.8.10から180ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm
	⑤	エチレン独立過熱 炉 メタノール改質炉 (空気予熱器付)	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6%	55.5.1から170ppm 57.8.10から430ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	55.5.1から170ppm 57.8.10から430ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm
	⑥	アモンロー改質炉	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6%	55.5.1から170ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	55.5.1から170ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm
	⑦	石油加熱炉 (①～⑥以外)	10以上 4～10 1～4 0.5～1 0.5未満	6%	55.4.30まで210ppm 55.5.1から170ppm 180ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	170ppm 55.5.1から180ppm 57.8.10から200ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm	100ppm 130ppm 150ppm 180ppm
8		油煤再生塔		6%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm
8	1	燃焼炉		8%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm
8	2	燃焼炉		8%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm
9		石灰焼成炉 (ガス燃焼ロー タリーキルン)		15%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm
	①	セメント焼成炉 (適式)	10以上 10未満	10%			250ppm 350ppm	250ppm 350ppm	250ppm 350ppm
	②	セメント焼成炉 (適式)	10以上 10未満	10%	56.4.1から480ppm	56.4.1から480ppm	250ppm 56.4.1から480ppm	250ppm 350ppm	250ppm 350ppm
	③	セメント焼成炉 (適式)	10以上 10未満	10%	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm
	④	耐火物原料, 耐火 レンガ製造用焼成 炉		18%	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm
	⑤	板ガラス, カラス 纖維製造用溶融炉		15%	57.8.10から400ppm	57.8.10から400ppm	57.8.10から400ppm	57.8.10から400ppm	57.8.10から400ppm
	⑥	フリット, 光學ガ ラス, 電氣ガラス 製造用溶融炉		16%	57.8.10から900ppm	57.8.10から900ppm	57.8.10から900ppm	57.8.10から900ppm	57.8.10から900ppm
	⑦	その他ガラス製造 用溶融炉		15%	57.8.10から500ppm	57.8.10から500ppm	57.8.10から500ppm	57.8.10から500ppm	57.8.10から500ppm
	⑧	その他焼成炉, 宿 屋炉		15%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm
10	①	反応炉, 直火炉 (②, ③以外)		6%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm
	②	硫酸カリウム製造 用反応炉		6%	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm
	③	硫酸製造用反応炉 (NOx触媒)		15% ※4	57.8.10から700ppm	57.8.10から700ppm	57.8.10から700ppm	57.8.10から700ppm	57.8.10から700ppm
11		乾燥炉		16%	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm
13	①	浮遊回転燃焼式焼 却炉 (連続炉)	4以上 4未満	12%	57.8.10から900ppm	57.8.10から900ppm	57.8.10から900ppm	450ppm 57.8.10から900ppm	450ppm 57.8.10から900ppm
	②	特殊廃棄物焼却炉 (連続炉) ※5	4以上 4未満	12%	57.8.10から300ppm 57.8.10から900ppm	57.8.10から300ppm 57.8.10から900ppm	57.8.10から300ppm 57.8.10から900ppm	250ppm 57.8.10から900ppm	250ppm 57.8.10から900ppm
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉①, ②以外)	4以上 4未満	12%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	250ppm 57.8.10から300ppm	250ppm 57.8.10から300ppm
	④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外)	4以上	12%			250ppm	250ppm	250ppm

4	①	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉	14%	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	57.8.10から250ppm	220ppm	
	②	" 焼結炉	15%	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	57.8.10から300ppm	220ppm	
	③	" 溶鉱炉 (④、⑤以外)	15%	57.8.10から120ppm	57.8.10から120ppm	57.8.10から120ppm	57.8.10から120ppm	100ppm	
	④	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち 鉛処理炉 (石炭、コークスを燃料、還元剤とするもの)	15%	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	57.8.10から450ppm	450ppm	
	⑤	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち 立型蒸留炉	15%	57.8.10から230ppm	57.8.10から230ppm	57.8.10から230ppm	57.8.10から230ppm	100ppm	
	⑥	溶解炉 (⑦~⑨以外)	12%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	⑦	鉛精錬用溶解炉のうち 精製炉 (アンモニアを還元剤とするもの)	12%	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	330ppm	
	⑧	亜鉛精錬用溶解炉のうち 亜鉛・カドミウム精製炉 (L.P.G. COG燃焼)	12%	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	330ppm	
	⑨	亜鉛精錬用溶解炉のうち 回転式亜鉛処理炉	12%	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	57.8.10から330ppm	180ppm	
	⑩	乾燥炉	16%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
18		活性炭製造用反応炉	6%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
21	①	燐等製造用焼成炉	15%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	②	燐等製造用溶解炉	15%	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	600ppm	
23	①	トリポリリン酸ナトリウム製造用焼成炉	15%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	②	トリポリリン酸ナトリウム製造用乾燥炉	16%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
24		鉛二次製錬等用溶解炉	12%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
25		鉛蓄電池製造用溶解炉	12%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
26	①	鉛系顔料製造用溶解炉	12%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	②	鉛酸化物製造用溶解炉	0s	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	③	反 射 炉	15%	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	57.8.10から650ppm	600ppm	
	④	反 応 炉	6%	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉	0s	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	57.8.10から200ppm	180ppm	
27		硝酸製造施設	0s	200ppm	200ppm	200ppm	200ppm	200ppm	
28	①	コークス炉 (オートー式)	10以上 10未満	7%			200ppm	170ppm	170ppm
	②	コークス炉 (①以外)	10以上 10未満	7%	55.5.1から350ppm	55.5.1から350ppm	200ppm 55.5.1から350ppm	170ppm	170ppm

資料 5 自動車排出ガス規制の経過

規制内容	規制時期		規制内容	
	新	型車継続生産車		
ガソリンエンジン	4モード検査	41.9.1	42.9.1	炭化水素 最高値 3.0% (普通自動車及び小型自動車(ガソリン車))
		45.1.1	45.4.1	乗用車の総生産量45%以下(トランク・パスの継)
		46.1.1	46.1.1	乗用車の総生産量45%以下(トランク・パスの継)
	10モード検査	48.4.1	48.12.1	1.5% (普通自動車及び小型自動車(LPG車)) 3.0% (軽自動車(ガソリン車, LPG車))
		50.4.1	(51.4.1)	26(18.4(2サイクル)軽自動車は18.0)g/km(ガソリン車)18(10.4)g/km(LPG車)(軽・中量車)
	6モード検査	45.8.1	45.8.1	1.6(1.2)% (ガソリン車)1.1% (LPG車)(重量車)
		47.10.1	47.10.1	2.7(2.1)g/km(乗用車)17.0(13.0)g/km(トラック・バス)(軽・中量車)
	アイドリング検査	45.8.1	45.8.1	最高値 85(60)g/アスト(乗用車)130(100)g/アスト(トラック・バス)(軽・中量車)
		47.10.1	47.10.1	最高値 70(50)g/アスト(2サイクル軽トラック)(軽・中量車)
	プロローバイ・ガス	45.9.1	46.1.1	0g/アスト (排出抑制装置義務付)
		47.7.1	48.4.1	2g/アスト (排出抑制装置義務付)
LPG車	10モード検査	48.4.1	48.12.1	重量規制 最高値 3.8(2.94)g/km(ガソリン車)3.2(2.34)g/km(LPG車) 22.5(16.6)g/km (2サイクル軽自動車)(軽・中量車)
		48.4.1	48.12.1	濃度規制 最高値 520(416)ppm(ガソリン車)440ppm(LPG車)(重量車)
	10モード検査	50.4.1	50.12.1	重量規制 最高値 0.39(0.25)g/km(乗用車)2.7(2.1)g/km(トラック・バス)
		50.4.1	(51.4.1)	15.0(12.0)g/km(2サイクル軽トラック)(軽・中量車)
	10モード検査	48.5.1	48.5.1	9.5(7.0)g/アスト(乗用車)17.0(13.0)g/アスト(トラック・バス)
		50.1.1	50.1.1	排出ガス減少装置義務付 点火時期調整義務付
	6モード検査	50.1.1	50.1.1	濃度規制 最高値 1200ppm(4サイクル)7800ppm(2サイクル)
		48.4.1	48.12.1	重量規制 最高値 300ppm(特殊) 30.6.1よりトラック
	10モード検査	50.4.1	50.4.1	重量規制 最高値 0.5(0.3)g/km(2サイクル軽自動車)(軽・中量車)
		50.4.1	50.4.1	濃度規制 最高値 2200(1833)ppm(ガソリン車, LPG車)(重量車)
	10モード検査	50.12.1	50.12.1	重量規制 最高値 1.6(1.2)g/km(乗用車)2.3(1.8)g/km(トラック・バス)
50.4.1		(51.4.1)	0.5(0.3)g/km(2サイクル軽自動車)(軽・中量車)	
10モード検査	51.4.1	52.3.1	重量規制 最高値 11.0(9.0)g/アスト(乗用車)20(15)g/アスト(トラック・バス)	
	51.4.1	(53.3.1)	4.0(2.5)g/アスト(2サイクル軽自動車)(軽・中量車)	
10モード検査	52.8.1	53.4.1	濃度規制 最高値 0.84(0.6)g/km(1W1000kg以下乗用車(軽自動車を除く))	
	53.4.1	54.3.1	重量規制 最高値 1.2(0.85)g/km(1W1000kg超乗用車, 4サイクルの軽乗用車)	
10モード検査	53.4.1	54.3.1	重量規制 最高値 9.0(7.0)g/アスト(1W1000kg以下乗用車, 4サイクルの軽乗用車)	
	53.4.1	53.4.1	濃度規制 最高値 1850(1550)ppm(ガソリン車, LPG車)(重量車)	
10モード検査	53.4.1	54.3.1	重量規制 最高値 0.48(0.25)g/km (乗用車)	
	56.4.1	(56.4.1)	最高値 6.0(4.4)g/アスト (乗用車)	
10モード検査	54.1.1	54.12.1	最高値 1.4(1.0)g/km(トラック・バス)(軽量車)	
	56.4.1	(56.4.1)	最高値 1.6(1.2)g/km(トラック・バス)(中量車)	
10モード検査	56.4.1	56.4.1	最高値 10(8.0)g/アスト(トラック・バス)(軽量車)	
	56.4.1	(56.4.1)	最高値 11(9.0)g/アスト(トラック・バス)(中量車)	
10モード検査	56.1.1	56.12.1	濃度規制 最高値 1390(1100)ppm(トラック・バス)(重量車)	
	58.4.1	(58.4.1)	重量規制 最高値 0.84(0.6)g/km(トラック・バス)(軽量車)	
10モード検査	56.12.1	57.11.1	最高値 8.0(6.0)g/アスト(トラック・バス)(軽量車)	
	59.4.1	(59.4.1)	最高値 1.26(0.9)g/km(トラック・バス)(中量車)	
10モード検査	57.1.1	57.12.1	最高値 9.5(7.5)g/アスト(トラック・バス)(中量車)	
	59.4.1	(59.4.1)	最高値 1.26(0.9)g/km(トラック・バス)(軽自動車)	
10モード検査	48.5.1	48.5.1	濃度規制 最高値 990(750)ppm(トラック・バス)(重量車)	
	48.5.1	48.5.1	排出ガス減少装置義務付 点火時期調整義務付	
CO HC NOx	49.9.1	50.4.1	濃度規制 最高値 CO 980(790)ppm HC 670(510)ppm NOx 590(450)ppm(直噴式1000(770)ppm)	
	52.8.1	53.4.1	濃度規制 最高値 500(380)ppm(直噴式850(650)ppm)	
ディーゼル車	D6	54.4.1	55.3.1	濃度規制 最高値 450(340)ppm(直噴式700(540)ppm)
		56.4.1	(56.4.1)	濃度規制 最高値 390(290)ppm(直噴式を除く)
NOx	モード検査	57.1.1	57.12.1	濃度規制 最高値 500(380)ppm(直噴式850(650)ppm)
		59.4.1	(59.4.1)	濃度規制 最高値 390(290)ppm(直噴式を除く)
粒子状物	全負荷時検査	57.10.1	58.9.1	濃度規制 最高値 500(380)ppm(直噴式850(650)ppm)
		59.4.1	(59.4.1)	濃度規制 最高値 390(290)ppm(直噴式を除く)
無負荷加速時検査	モード検査	47.7.1	47.7.1	汚染度 50%
		50.1.1	50.1.1	汚染度 50%

(備考) (1) 最高値の()内は平均値。
 (2) (軽量車)とは車両総重量1,700kg以下の普通自動車及び小型自動車をいう。
 (中量車)とは車両総重量1,700kgを超え、2,500kg以下の普通自動車及び小型自動車をいう。
 (重量車)とは車両総重量2,500kgを超える普通自動車及び小型自動車をいう(乗用車を除く)。
 (軽・中量車)とは軽量車、中量車、軽自動車及び車両総重量2,500kgを超える乗用車をいう。
 1Wは等価質量。

(3) 規制時期の欄中()内は輸入車規制適用時期。
 (4) 50年度排出ガス規制のうち2サイクル軽乗用車の炭化水素については、52年9月30日までその適用を延期された。
 (この間の暫定規制値は、10モード56(4.5)g/km 11モード33(25)g/アスト)。
 (5) 昭和56年版「環境白書」環境庁編から抜粋。

資料6

公害関係事犯検挙状況

昭和55年（1月～12月）

署別	法令別		廃棄物処理		水濁法		砂利採取法		河川法		と畜場法		自然公園法		角業法等		消防法		へい獣処理法		合計		前年同期		
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	
岩美	3	8											2	3					1	2	6	13	1	2	
鳥取	17	19																			17	19	10	13	
郡家																							1	1	
智頭																							2	2	
浜村	10	6																				10	6	2	2
倉吉	15	16	1	3																		16	19	15	15
八橋	12	12																				12	12	3	3
米子	27	3																				27	3	4	4
境港	1	3																				1	3		
溝口	1	1								4	4								2	1		7	6	7	7
黒坂	1	1																				1	1	1	2
合計	87	69	1	3						4	4	2	3						3	3		97	82		
前年同期	44	49							1				1	2										46	51

(県警防犯課調べ)

55年中検挙事例

署	検挙年月日	適用法令	事 犯 の 概 要
岩 美	55 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物 処理法 ○ 自然公園法 	<p>土建資材運搬業者が、鳥取県知事から産業廃棄物処理業の許可を受けずに、鳥取市寺町所在の鳥取電報電話局工事現場外2か所から生じた建設廃材等約60トンを、山陰海岸国立公園内の岩美郡福部村大字多鯨に収集運搬し、さらに同所に投棄処分し、許可なく形状変更をなしたものの。</p>
岩 美	55 3 21	<ul style="list-style-type: none"> ○ へい獣処理法 	<p>養豚業者が、へい死豚約30頭を法定の除外事由が無いのに、へい獣取扱場以外の岩美郡岩美町大字浦富地内の自己敷地内に埋却処分したものの。</p>
米 子	55 4 16	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物 処理法 	<p>被疑者は、一般廃棄物の処理計画区域内である米子市両三柳115外 23ヶ所に窃取した自動販売機、空ビン等の一般廃棄物を、みだりに投棄したものの。</p>
倉 吉	55 7 17	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水質汚濁防止法 	<p>缶詰会社の工場が、排水基準に適合しない排水水（BOD170～1800ppm・SS 240～420ppm・pH 9.8～10.5）を長期間にわたり公共用水域である一級河川天神川に排出していたもの。</p>
浜 村	55 10 2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物 処理法 	<p>県知事から許可を受けた県内の産業廃棄物処理業者が、兵庫県尼崎市所在の製薬会社から排出された廃酸を無許可で収集運搬して隠匿保管のうえ、自社製地内に投棄したほか、京都府・岡山県から産業廃棄物を無許可収集運搬した事犯及び関連業者の委託基準違反を検挙したものの。</p>

(県警防犯課調べ)

公害苦情取扱い状況

昭和55年(1~12月)

措置別	公害種別	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		受理件数	1	5		25	1		5	28
措置別	話し合いあっせん				3	1				4
	警告・指導	1	1		17			1	3	23
	検 挙		1						16	17
	他機関通報				2			2	2	6
	措置不能		3		3			2	4	12
	その他								3	3
前年苦情受理件数		1	5		10			4	15	35

(県警防犯課調べ)

資料7 昭和55年度環境保全関係予算等の概要

◎ 環境保全課

(単位：千円)

事業名	55年度 予算額	備考
(目)環境保全費 清掃指導費	7,429	一般廃棄物処理指導費 6,730 産業廃棄物処理指導費 699
環境保全行政費	6,346	公害諸費 1,245 公害対策審議会費 648 水質審議会費 285 環境保全推進費 509 公害紛争処理費 302 汚染物質排出量調査費 209 境外港竹内地区埋立事業環境監視費 3,148
大気汚染防止対策費	1,964	条例施行費 648 環境汚染物質調査費 527 窒素酸化物等自動監視測定費 789
水質汚濁防止対策費	20,137	条例施行費 10,173 都市河川水質調査費 292 二級河川等調査費 419 海水浴場水質調査費 419 水質測定計画作成費 468 環境基準常時監視費 7,534 中海淡水化影響調査費 240 湖沼水質汚濁調査費 338 湖沼浄化対策推進費 200 水質汚濁物質排出量総合調査費 54
騒音防止対策費	826	
振動防止対策費	411	
悪臭防止対策費	1,097	
地盤沈下防止対策費	1,250	
海水浴場整備促進指導費	280	
計	39,740	

◎ 自然保護費

(単位 千円)

事業名	55年度 予算額	備 考	
(目)環境保全費			
自然環境保全審議会費	1,097	自然環境保全審議会費	1,097
自然保護行政費	2,691	自然保護行政費	1,947
		自然環境保全地域指定調査費	744
自然保護対策費	21,208	自然保護用地購入事務費	862
		立木購入費	20,346
公園調査及び管理費	26,324	大山遭難防止対策費	169
		公園計画等調査指導費	500
		国立公園施設管理費	24,422
		国定公園管理費	787
		国立公園調査委託費	20
		中国自然歩道施設管理費	426
公園等施設整備事業費	103,643	山陰海岸国立公園施設整備事業費	86,088
		水ノ山・後山・那岐山国定公園施設整備	14,000
		県立公園施設整備事業費	3,555
中国自然歩道整備事業費	60,000	岩戸・三朝線整備事業費	60,000
温泉行政費	1,305	温泉審議会費	1,305
温泉振興対策費	37,757	温泉資源保全調査事業費	37,000
		温泉地調査指導監督費	757
大山自然科学館費	2,586	大山自然科学館運営費	1,674
展示事業費		大山自然科学館自然解説員設置費	912
合計	256,611		

資料 8 市町村の公害行政機構

市町村名	公害行政担当部・課名	公害対策審議会設置	公害対策協議会設置
鳥取市	下水環境部<環境課 環境検査室	4 6. 4 1	
米子市	厚生部環境保全課	。4 5. 1 0 1	
倉吉市	福祉部環境課	4 5 1 1 1	
境港市	民生部生活環境課	4 7. 1 0 5	
国府町	福祉課		
岩美町	町民課		
福部村	住民課		
郡家町	保健課		
船岡町	民生課		
河原町	保健課	4 7 1 0 2	
八東町	厚生課	4 9 4 1	
若桜町	町民課	4 6 3 2 4	
用瀬町	福祉課		
佐治村	民生課		
智頭町	福祉課		4 5 7 2 7
気高町	民生課	4 7 1 1 0	
鹿野町	総務課		
青谷町	企画課	4 6 1 2 0	
羽合町	町民課	4 6 1 0 2 3	
泊村	企画課	4 7 6 2 0	
東郷町	町民課	4 6 1 2 2 2	
三朝町	町民課	4 6 4 1 1	
関金町	町民課	4 7 1 1 1	
北条町	保健課	4 6 1 0 1	
大栄町	保健課	4 6 1 0 1	
東伯町	保健衛生課	4 5 9 1 1	
赤碕町	保健衛生課	4 6 6 1 1	
西伯町	企画開発課	4 8 3 2 4	
会見町	企画課		
岸本町	保健課		
日吉津村	環境保全課	4 6 8 3 1	
淀江町	企画室	4 7 7 1 1	
大山町	企画室		
大名町	保健課	4 7. 4 1 1	
中山町	町民課		
中日南町	企画室		
日野町	町民課		
江府町	保健課		
溝口町	経済課		

資料9 市町村の環境関係条例制定状況

条 例	公 布 日	施 行 日
鳥取市自然保護および環境保全条例	4 7 1 0 1 3	4 7. 1 0 1 3
米子市環境保全条例	4 7 6. 2 8	4 7 7 1
倉吉市公害防止条例	4 8. 9. 1 3	4 9. 1 1
境港市公害防止条例	4 8 1 2 2 4	4 9 6 1
大栄町環境保全条例	4 8 1 2 1 4	4 9 1. 1
大山町環境保全条例	4 8. 7 2	4 8 7 2
赤碓町環境保全条例	4 9 4. 1	4 9 4 1
東伯町環境保全条例	5 4 1 0 1	5 4. 1 0 1
三朝町環境保全条例	5 4. 3. 2 7	5 4 9 2 6
関金町環境保全条例	5 3. 3 2 9	5 3 3 2 9
西伯町環境保全条例	4 9. 3 2 3	4 9. 3. 2 3
羽合町環境保全条例	4 9 9. 3 0	4 9. 9 3 0
東郷町環境保全条例	4 9 1 0. 1	4 9. 1 0 1

資料10 市町村の公害防止協定締結状況

市町村	締結当事者 締結企業(工場)等	業種	締結年月日	備考
鳥取市	光和アルミ㈱	アルミ製建材製造	48 12 28	工業団地進出 企業との協定
	鳥取旭工業㈱	金属製品	50 12 29	
	上原メッキ	〃	〃	
	春日井化工㈱	窯業	〃	
	㈱山陰カッパ総合現像所	写真現像	〃	
	旭メッキ㈱	金属製品	〃	
	協同組合鳥取鉄工センター他11社		51 7 26	
	㈱鳥取菓子工業センター他5社	食料製造	52 9 10	
	山根金属工業㈱	金属製品	50 12 29	
	三洋製紙㈱	製紙	50 12 29	
	鳥取三洋電機㈱	電気製品	51 4 1	
鳥取県	工業試験場 汚水処理施設	52 1 10		
米子市	米子市、加茂校区自治連合会	清掃工場建設	52 8 19	
倉吉市	日本チップ工業㈱	木材・木製品	47 2 16	
	㈱明治機械製作所	機械	47 7 20	
	打吹建設㈱	アスファルトプファント	47 11 8	
	関金生コン㈱	生コンプファント	48 2 14	
	東伯町長他	清掃工場建設	48 10 22	
	倉吉市農業協同組合	畜産	49 9 27	
	神鋼機器工業㈱	機械	50 2 21	
境港市	日本石油㈱	石油	49 9 20	
福部村	同和建設㈱	アスファルトプファント	46 10 27	
国府町	寺本孝太良(養鶏)	畜産	48 8 24	
	(有)伊藤フロイファー	〃	48 12 28	
郡家町	㈱藤原組	アスファルトプファント	51 12 9	
	郡家建設㈱	〃	51 11 25	
河原町	鳥取八木電子㈱	電気製品製造	48 10 19	
八東町	昭和樹脂化工㈱	化学製品	51 7 30	
	朝倉勲	畜産	51 12 8	
	八東町農業協同組合	〃	53 4 15	
羽合町	倉吉魚市場㈱	水産食料品	47 6 1	
	鳥取県	天神川流域・下水道 終末処理場設置	51 4 30	
泊村	富士西産業㈱	食料品製造	48 10 19	
北条町	岡本化学工業㈱	飼料・肥料製造	47 12 19	

市 町 村	締 結 当 時 者		業 種	締結年月日	備 考
	締結企業(工場)等				
北 条 町	山陰自動車整備工業(株)		車 輛 整 備	50 9. 20	
	中部建設協同組合		土 石	50 6 28	
	三陽合織(株)		紡 績	53 10 5	
	前川菊次			52 6 13	
	北条町農業協同組合		フ イ ス セ ン タ ー	52 3 19	
	中部舗装(株)		ア ス フ ァ ル ト プ フ ン ト	55 1 18	
大 栄 町	大栄町農業協同組合		フ イ ス セ ン タ ー	52 11 11	町立会人 (大根つけもの)
	(株)河 鶴		食 料 品 製 造	51 11 17	
	大栄町農業協同組合		木 材 木 製 品	52 12 20	町立会人
	扶桑木材(株)		建 材	47. 1 20	
	東伯町農業協同組合		畜 産	55 2 25	町立会人
	倉吉家具工業(有)		家 具	50 2 5	
	大栄町農業協同組合		フ イ ス セ ン タ ー	52 11 11	
鳥取サンシャインセンター		ク ロ ー ー ニ ン グ	50 4 11		
赤 碓 町	富士西産業(株)		食 料 品 製 造	48 10 28	県立会人 "
	赤碓町農業協同組合		農 産 物 加 工	51.12 15	
	赤碓生コン(株)		生 コ ン プ フ ン ト	49 12 27	
	上野水産(株)		水 産 食 料 品	49 1 22	
	赤碓町農業協同組合		フ イ ス セ ン タ ー	53 12 7	
名 和 町	山陰畜産(株)		畜 産	48 12 14	町立会人
	枝谷純祐		"	50 10 11	
	名和食鶏(有)		"	54 10 24	
	(有)山水園		"	51 5. 10	
	山陰畜産(株)		"	49 6 10	
大 山 町	(株)近畿北コン		生 コ ン プ フ ン ト	48 1 31	
西 伯 町	江崎グリコ(株)		食 料 品 製 造	49 11 20	
淀 江 町	大勇自動車		車 輛 整 備	50 5 15	
	(株)大協組		土 石	49 10 21	
	米子精工(株)		機 械 加 工	51 2 13	
	山陰食鶏農業協同組合		畜 産	49. 5. 31	
	山根 巖		病 院 建 設	53 12 25	
	山本金属工業(株)		電 気 製 品 製 造	48 12 28	
	鳥取県経済農業協同組合連合会		食 料 品 製 造	53 8 17	
	(株)ソカサ製作所		電 気 製 品 製 造	50 12 28	
日 吉 津 村	王子製紙(株)		木 材 ・ 木 製 品	51 10 8	県立会人
日 野 町	矢崎部品(株)		電 気 製 品	51 6 1	
溝 口 町	藤本製薬(株)		医 薬 品 製 造	48 7. 14	県立会人
東 伯 町	東伯町農業協同組合		畜 産	52 12 28	

締結当事者		業種	締結年月日	備考
市町村	締結企業(工場)等			
東伯町	東伯町農業協同組合	畜産	53 8 21	
	下伊勢畜産団地組合	〃	53 2 20	
会見町	粟村製作所	機械器具製造	49 5 15	
日南町	下阿毘縁自治会	畜産	54 7 31	

図 及 び 表 索 引

- 図 1 県内自動車保有台数の推移
- 図 2 三大河川のBOD測定結果
- 図 3 三大河川の水質の経年変化
- 図 4 都市河川のBOD測定結果
- 図 5 二級河川BOD測定結果
- 図 6 湖山池の水質測定結果
- 図 7 東郷池の水質測定結果
- 図 8 多鯰池の水質測定結果
- 図 9 中海の水質測定結果
- 図 10 美保湾の水質測定結果
- 図 11 日本海沿岸のCOD測定結果
- 図 12 主な水準点の累計沈下量
- 図 13 鳥取市の地盤沈下等量線図
- 図 14 し尿処理の状況(昭和54年度実績)
- 図 15 ごみ処理の状況(昭和54年度実績)
- 図 16 計画処理区域内におけるごみ処理の状況
- 図 17 し尿浄化そう設置基数の推移
- 図 18 産業廃棄物処理業の許可の現況
- 図 19 産業廃棄物処理業者の推移
- 表 1 保全すべき植物
- 表 2 保全すべき動物
- 表 3 保全すべき地形 地質
- 表 4 保全すべき景観
- 表 5 自然環境を保全すべき地域(1)
- 表 6 自然環境を保全すべき地域(2)
- 表 7 県自然環境保全地域
- 表 8 昭和55年度自然解説実施状況
- 表 9 第2回自然環境保全基礎調査
- 表 10 指標昆虫類

表 11	調査対象昆虫類選定基準
表 12	調査結果の概要
表 13	鳥取県調査対象外天然湖沼
表 14	湖沼概要
表 15	河川改変状況調査結果
表 16	魚道の状況
表 17	海岸（てい線）区分別延長
表 18	鳥取県の自然公園
表 19	国立・国定公園における年度別許認可処理数調べ
表 20	昭和55年度美化清掃活動事業費実績
表 21	昭和55年度クリーン運動概況
表 22	自然保護用地の買上状況
表 23	立木購入状況
表 24	昭和55年度自然公園等施設の整備状況
表 25	自然公園の利用状況
表 26	一般環境大気及び自動車排出カス測定局一覧表
表 27	大気汚染の現状
表 28	大気汚染に係る環境基準
表 29	二酸化硫黄濃度測定結果
表 30	二酸化硫黄濃度経年変化
表 31	二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度年平均値経年変化
表 32	二酸化鉛法による硫黄酸化物汚染度の評価
表 33	県内石油製品年度別使用量の推移
表 34	一酸化炭素濃度測定結果（一般環境大気測定局）
表 35	一酸化炭素濃度経年変化（一般環境大気測定局）
表 36	一酸化炭素濃度測定結果（自動車排出カス測定局）
表 37	一酸化炭素濃度経年変化（自動車排出カス測定局）
表 38	浮遊粒子状物質濃度測定結果
表 39	浮遊粒子状物質濃度経年変化
表 40	二酸化窒素濃度測定結果
表 41	二酸化窒素濃度の経年変化
表 42	光化学オキシダント濃度測定結果
表 43	光化学オキシダント濃度経年変化

- 表 44 降下ばいじん量の経年変化
- 表 45 大気汚染防止法に基づくばい塵発生施設種類別届出数
- 表 46 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設種類別届出数
- 表 47 粉じん関係特定施設と規模
- 表 48 粉じん関係特定施設に係る構造並びに使用及び管理に関する基準
- 表 49 公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設種類別届出数
- 表 50 昭和55年度塵道中排カス測定立入検査状況
- 表 51 大気関係監視延指導件数
- 表 52 生活環境基準項目のうちBOD又はCODの概要
- 表 53 水質汚濁の昭和50～54年度との対比
- 表 54 生活環境に係る環境基準
- 表 55 三大河川の水質測定結果
- 表 56 都市河川の水質測定結果
- 表 57 二級河川の水質測定結果
- 表 58 諏訪湖、霞ヶ浦及び児島湖の環境基準のあてはめ並びに水質汚濁の状況
- 表 59 主要水域の環境基準
- 表 60 湖山池、東郷池、中海及び美保湾の環境基準達成のための施策
- 表 61 水質汚濁防止法の排水基準
- 表 62 上乘せ条例の排水基準
- 表 63 鳥取県公害防止条例の排水基準
- 表 64 水質汚濁防止法の特定事業場一覧表
- 表 65 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模
- 表 66 工場、事業場の指導状況
- 表 67 環境週間行事における自動車騒音測定調査結果
- 表 68 昭和55年度環境騒音実態調査結果
- 表 69 騒音に係る環境基準
- 表 70 一般的な騒音レベル
- 表 71 地域指定状況
- 表 72 騒音規制の区域の区分と用途地域の関係
- 表 73 特定工場等において発生する騒音についての規制基準
- 表 74 特定建設作業に伴って発生する騒音についての規制基準
- 表 75 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度
- 表 76 鳥取県公害防止条例による騒音関係特定施設の規模

- 表 77 鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準
- 表 78 航空機騒音に係る環境基準について
- 表 79 特定建設作業の種類別届出数
- 表 80 特定建設作業の種類別届出数
- 表 81 騒音関係特定施設届出数
- 表 82 地震と振動レベル
- 表 83 環境週間行事における道路交通振動測定調査結果
- 表 84 昭和55年度環境振動実態調査結果
- 表 85 地域指定状況
- 表 86 振動規制の区域の区分と用途地域の関係
- 表 87 特定工場等において発生する振動についての規制基準
- 表 88 特定建設作業に伴って発生する振動についての規制基準
- 表 89 振動規制法第16条第1項の規定に基づく指定地域内における道路交通振動の限度
- 表 90 特定施設の種類別届出数
- 表 91 特定建設作業の種類別届出数
- 表 92 悪臭苦情受理件数
- 表 93 鳥取市内各水準点の地盤沈下量
- 表 94 水田土壌及び玄米中の重金属調査結果
- 表 95 魚介類調査
- 表 96 食品PCB汚染調査
- 表 97 廃棄物の分類
- 表 98 し尿処理施設の整備状況
- 表 99 ごみ処理施設（粗大ごみ処理施設を除く）整備状況
- 表 100 粗大ごみ処理施設
- 表 101 ごみ埋立処分地整備状況
- 表 102 保健所別し尿浄化そう設置基数
- 表 103 産業廃棄物処理専門部会で処理を検討している産業廃棄物の処理の現況
- 表 104 鳥取県公害防止資金貸付制度
- 表 105 公害防止資金貸付実績
- 表 106 施設別貸付実績
- 表 107 中小企業設備近代化資金貸付実績
- 表 108 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績
- 表 109 公害防止事業団貸付実績

表 110 公害防止管理者等設置狀況

表 111 昭和55年度環境週間行事実施狀況一覽表